

不正競争	判決年月日	令和7年7月16日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和7年(ネ)第10012号		
○ カテーテル用コネクタの形態について不正競争防止法2条1項1号の周知商品等表示該当性が肯定されたものの、類似性が否定され、製品の製造及び販売の差止請求が棄却された事例				

(事件類型) 不正競争行為差止 (結論) 原判決取消

(関連条文) 不正競争防止法2条1項1号

(原判決) 東京地方裁判所令和5年(ワ)第70036号・令和6年11月22日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、Xが、Yに対し、Xの販売する商品の主要な構成部品であるYコネクタ（原告Yコネクタ）の形態がXの商品等表示として需要者の間に広く知られており、Yが原告Yコネクタの形態と類似するYコネクタ（被告Yコネクタ）を主要な構成部品とする被告商品を製造、販売する行為が不正競争防止法（不競法）2条1項1号の不正競争に当たると主張して、同法3条1項に基づき被告商品の製造及び販売の差止めを求める事案である。
- 2 原判決は、被告商品のうち製造販売の承認を得ているものの製造及び販売の差止めを求める限度でXの請求を認容した。Yがこれを不服として控訴した。
- 3 本判決は、要旨、次のとおり判示して、原判決中Y敗訴部分を取り消し、同部分につきXの請求を棄却した。

(1) 周知商品等表示該当性について

原告Yコネクタの商品全体の形態は、平成20年頃から現在（口頭弁論終結時）に至るまで、他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有しているということができ、かつ、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっているから、不競法2条1項1号の「商品等表示…として需要者の間に広く認識されているもの」に当たる。

(2) 類似性について

ある商品等表示が不競法2条1項1号所定の「他人の商品等表示」と類似のものに当たるか否かについては、取引の実情の下において、取引者、需要者が、両表示の外観、称呼又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断すべきである。

原告Yコネクタの形態と被告Yコネクタの形態は、その外観のうち、Yコネクタとしての全体的な構成が共通しているほか、オープナーが着色されている点、その他の部分の多くが無色透明である点、全長が約88mmである点、全長の寸法を4としたときに、

サムホイール、メインブランチ及びローテータの各寸法比が、おおむね1：2：1と心得る点において共通している。

他方、両者には、①原告Yコネクターではオープナーのみが透明かつ黄色に着色され、他の部材は全て無色透明であるのに対し、被告Yコネクターではオープナーはシボ加工された透明感のない素材が用いられてオレンジ色に着色され、スクリュウの下部及びローテータの上部にオープナーと同色（オレンジ色）に着色されたCリングを有する点、②原告Yコネクターのメインブランチとサイドポートの接続部分には、接合部からそれぞれ10mm弱離れた箇所をつなぐ形の水かき様（略二等辺三角形）のリブが設けられているのに対し、被告Yコネクターのメインブランチとサイドポートの接続部分には、全体として円形状（直径20mm程度）を構成する3つの扇形状の支持部が設けられており、メインブランチとサイドポートとが鋭角に接続する部分に設けられた扇形状の支持部には、シボ加工が施された上、「TMP」「Smart」の文字が二行にわたって成形されている点において相違しており、その他にも、オープナーの形状、スクリュウやローテータに設けられた凹凸の数や形状、アタッチメント取付用フランジの有無等の相違点がみられる。これらの相違点は、需要者である医師を中心とする医療従事者に異なった印象を与えるものである。

加えて、被告Yコネクターの円形状の支持部に成形された「TMP」「Smart」の文字部分は、必ずしも強く目をひくとまではいえないが、同部分からは「ティーエムピー」「スマート」の称呼が生じ、「聡明な」といった観念が生じるのに対し、原告Yコネクターの形態からは何らの称呼及び観念を生じない。

そうすると、上記のような共通点があるとしても、原告Yコネクターの形態と被告Yコネクターの形態とは、外観、称呼、観念上の差異があつて、二弁式Yコネクターの需要者である医師を中心とする医療従事者は、これらの差異に基づいて異なる印象を受けるといえるから、両者を全体的に類似のものと受け取るおそれがあるとまで認めることはできない。

したがって、被告Yコネクターの形態は、他人の商品等表示である原告Yコネクターの形態と類似するものとは認められない。

以 上